

第4次久慈市地球温暖化対策 実行計画【事務事業編】

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の目的	2
1-4 計画の期間及び基準年度	3
1-5 対象とする範囲	3
1-6 対象とする温室効果ガス	4
第2章 温室効果ガスの排出状況と課題	5
2-1 久慈市のこれまでの取り組み	5
2-2 温室効果ガスの排出状況	6
2-3 課題	11
第3章 温室効果ガス排出量削減の目標と取り組み	12
3-1 温室効果ガス排出量削減の目標	12
3-2 温室効果ガスの削減見込量	13
3-3 目標達成に向けた取り組みの全体像	14
3-4 具体的な取り組み	14
第4章 計画の推進と進捗管理	18
4-1 推進の仕組み	18
4-2 進捗管理	21
資料編	
1 温室効果ガスの排出係数	23
2 温室効果ガス排出量算出対象施設	25
3 庁内アンケート調査結果	31

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化とは、二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスの排出量の増加により地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のことをいいます。

地球温暖化による現象として、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響等が我が国でも観測されており、このような気候変動に対し、国連の組織として設立されたIPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書では、20世紀半ば以降に観測された温暖化は、人間活動の影響が主な要因であった可能性が極めて高いとしています。

地球温暖化問題は、今後予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

(2) 国際的な動向

2015年フランス・パリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)では、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この協定では、初めて全ての先進国と発展途上国に対して排出量の抑制を義務付け、世界の平均気温を産業革命前と比較して「摂氏2℃を十分に下回る水準」に抑え、さらに1.5℃以内を目指して努力することが義務付けられました。また、「パリ協定」では、化石燃料からの脱却も目指し、今世紀後半には、温室効果ガス排出を「実質ゼロ」にすることも目指すことが盛り込まれています。

(3) 国内の動向

日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)が1998年10月に公布、1999年4月に施行されています。

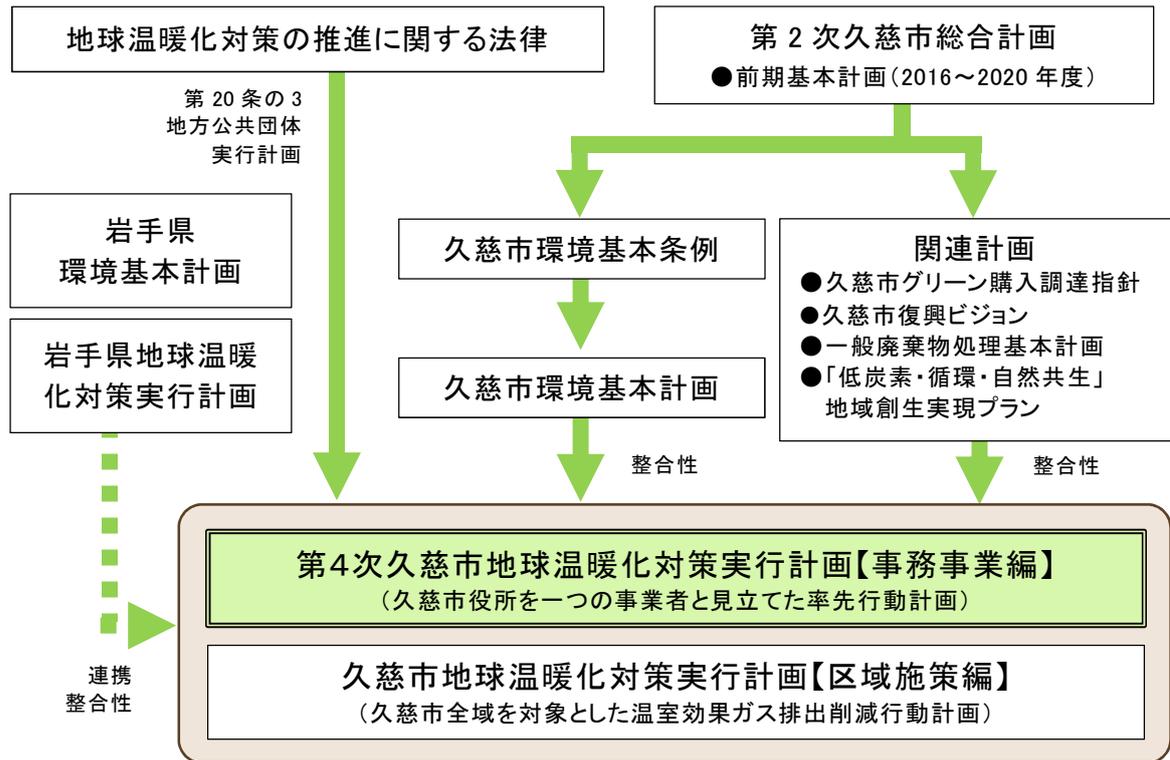
この法律では、地球温暖化対策への国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による温室効果ガス排出量算定報告公表制度等、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みが整備されました。

また、2016年に日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、日本の中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、2030年度に2013年度比で26%削減を掲げています。なかでも、公共施設等でのエネルギーの使用に伴うCO₂排出量を含む「業務その他部門」は約40%削減の目標が掲げられており、地方自治体においても温室効果ガス削減について一層の推進が求められています。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、2008年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、事務事業編という)として策定するもので、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための措置について定めたものです。

また、本計画は「第2次久慈市総合計画」をはじめ、「久慈市環境基本計画」やまちづくり、廃棄物処理などの本市が策定する関連計画等との整合・連携を図ります。



本計画の位置づけ

1-3 計画の目的

「事務事業編」は、本市の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

さらに、本市の率先した取り組みの成果等を広くPRしていくことで、市民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取り組みのさらなる実践を促します。

なお、本計画は、2016年3月に策定した「第3次久慈市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」策定後に国が策定した「地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)」において掲げられた目標との整合性を図り、実行計画として策定するものです。

1-4 計画の期間及び基準年度

(1) 計画の基準年度、目標年度

本計画では、国の地球温暖化対策計画に準拠して、2013年度を基準年度とします。また、目標年度は、2030年度とします。

計画の基準年度、目標年度

区分	年度
基準年度	2013年度
目標年度	2030年度

(2) 計画の期間

計画期間は、目標年度に合わせて、2019年度～2030年度までの12年間とします。また、本計画の上位計画である第2次久慈市総合計画の前期基本計画期間を踏まえ、2021年度に計画の中間検証を実施することとします。なお、計画期間中の社会情勢の変化や技術的進歩、実務の妥当性などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



1-5 対象とする範囲

(1) 事務事業の範囲

対象とする事務事業の範囲は、本市の事務事業に定められた全ての行政事務を原則対象とします。

また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等については温室効果ガス排出量の算定対象範囲に含めますが、温室効果ガスの排出の削減等の措置については、受託者等に対して可能な限り取り組みを講じるよう要請することとします。

(2) 組織、施設等の範囲

対象とする組織、施設等の範囲は、本市を構成する組織とし、その組織が管理している施設を含めて対象とします。また、指定管理制度施設についても、対象施設に含めます。

なお、対象とする組織、施設等は、今後、組織改正等があった場合には、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

1-6 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で規定する7種類の物質のうち、本市の事務事業から排出される4物質とします。

対象となる温室効果ガスの種類と発生源、算定対象

種類	発生源	温室効果ガス排出量 算定の対象	地球温暖化 係数
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼	都市ガス・ガソリン・軽油・LPG・ 重油等燃料の使用	1
	他人から供給された電 気・熱の使用	電気使用量	
メタン (CH ₄)	自動車の走行・ 施設における下水等の 処理	公用車の走行距離 し尿処理施設における処理量	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行・ 施設における下水等の 処理	公用車の走行距離 し尿処理施設における処理量	298
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	自動車の走行(自動車 用エアコンディショナー 使用時の排出)	HFC が封入された公用車の台数	1430 (HFC-134a)

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準(=1)として各物質が温暖化をもたらす程度を示す数値のことです。なお、地球温暖化係数は温室効果の見積もり期間の長さによって変化します。

第2章 温室効果ガスの排出状況と課題

2-1 久慈市のこれまでの取り組み

本市では、市の全体的な環境保全を目的として、2003年9月に「環境基本条例」を制定し、2009年3月には「環境基本計画」を策定して取り組みを進めてきました。

地球温暖化対策については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく推進計画として、旧久慈市と旧山形村が合併した2006年3月に「新久慈市地球温暖化対策推進実行計画」（計画期間：2008年度～2010年度）を策定し、省エネルギー行動の実践など、地球温暖化対策のための取り組みを進めてきました。

2016年3月には、「第3次久慈市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」（計画期間：2016年度～2020年度）を策定し、省エネルギー行動の啓発や公共施設での再生可能エネルギー活用の推進など、取り組みを継続してきました。これまでの本市の取り組みの一例としては以下のとおりです。

■電力の見える化

市内の公共施設及び小中学校29ヶ所を対象に電力の見える化を図り、節電意識の向上及び環境意識の醸成を図りました。

■公共施設への再生可能エネルギーの導入

市内の小学校及び公共施設15ヶ所に対して太陽光パネルを設置し、福祉の村温水プールへ木質バイオマスボイラーを導入し、再生可能エネルギーの利用を促進しました。

■公共施設、街灯等のLED化

公共施設内の照明及び市内の街灯等をLED照明に代替し、省エネルギー化を促進しました。

■再生可能エネルギーの地産地消の推進

市内で発電された再生可能エネルギーを買い取り公共施設等に販売する電力会社を地元の民間企業と共同出資で設立し、再生可能エネルギーの地産地消を推進しています。

2-2 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(平成 29 年 3 月 環境省)に基づいて行いました。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活動量 : 燃料使用量や電力使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数 : 単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

排出係数及び温室効果ガス排出量の算定結果については、巻末の資料編に「温室効果ガス排出量算定結果」を掲載しました。

(2) 温室効果ガス排出量の算定結果

基準年度である 2013 年度の本市の事務事業により排出された温室効果ガスの総排出量は、11,539t-CO₂となっています。2017 年度の総排出量は、10,643t-CO₂であり 2013 年度比 7.8%減となっています。

ガス種別にみると、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、2013 年度が 11,458t-CO₂、2017 年度が 10,553t-CO₂となっており、905t-CO₂減少しています。

メタンの CO₂ 換算排出量は、2013 年度が 21 t-CO₂、2017 年度が 25t-CO₂となっており、4t-CO₂増加しています。

一酸化二窒素の CO₂ 換算排出量は、2013 年度が 57t-CO₂、2017 年度が 63t-CO₂となっており、6t-CO₂増加しています。

メタン及び一酸化二窒素の CO₂ 換算排出量の主な増加要因として、久慈浄化センターにおける水洗化率の上昇による下水処理量の増加が挙げられます。

ハイドロフルオロカーボンの CO₂ 換算排出量は、2013 年度が 2.7t-CO₂、2017 年度が 2.4t-CO₂となっており、0.3t-CO₂減少しています。

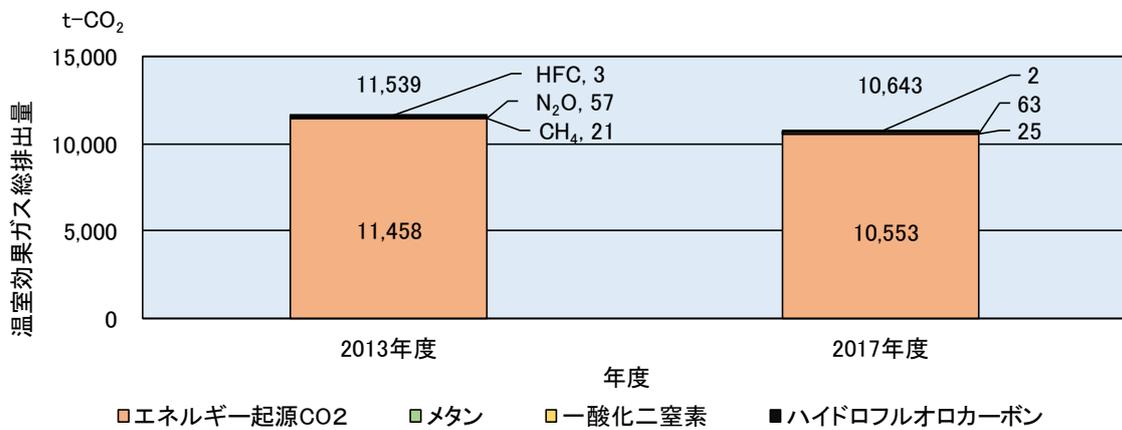
温室効果ガス排出量と基準年度比増減率の推移

単位:t-CO₂

項目	年度	
	2013	2017
二酸化炭素(CO ₂)	11,458	10,553
メタン(CH ₄)	21	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	57	63
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	3	2
総排出量	11,539	10,643
基準年度比増減率	—	7.8%減

※表中の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算後の値です。

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



温室効果ガス排出量と基準年度比増減率の推移

(3) エネルギー起源 CO₂ 排出量

燃料の燃焼で発生・排出されるエネルギー起源 CO₂ 排出量は、2013 年度が 11,458t-CO₂、2017 年度が 10,553t-CO₂となっており、2016 年度は 2013 年度比 7.9%減少しています。

活動区分ごとにみると、電気使用による排出量が最も多く、エネルギー起源 CO₂ 排出量の約 7割を占めています。その他では、灯油や A 重油使用による排出量が多い傾向となっています。

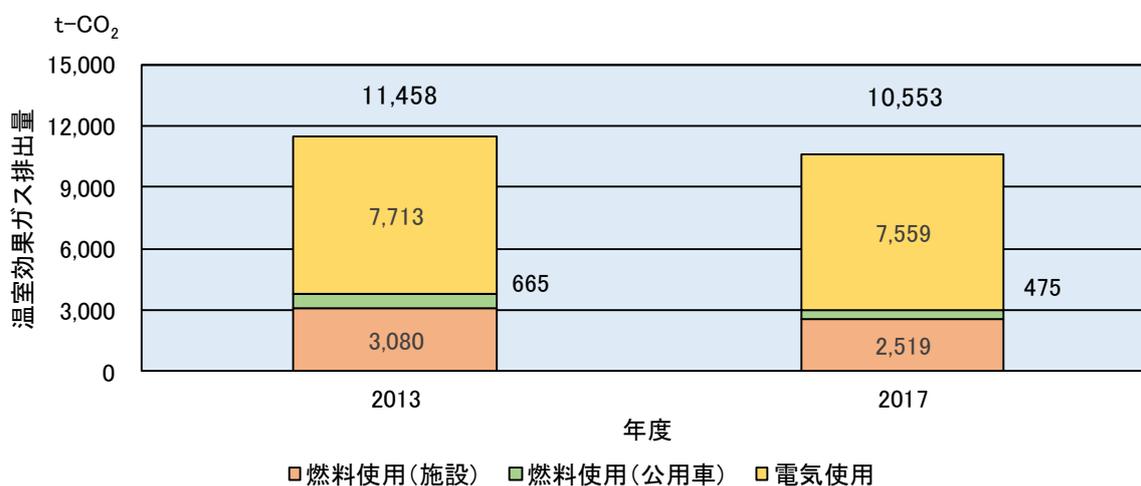
公用車の使用による排出量は、2017 年度は 2013 年度よりも 28.6%減少しています。

エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移

単位:t-CO₂

温室効果 ガスの種類	活動区分		年度		
			2013	2017	
エネルギー 起源 CO ₂	燃料 使用	施設	灯油	1,741	1,319
			A 重油	1,226	1,087
			LP ガス	110	95
			その他	2	18
	公用車	ガソリン	258	200	
		軽油	407	276	
	電気使用		7,713	7,559	
合計			11,458	10,553	
基準年度比増減率			—	7.9%減	

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

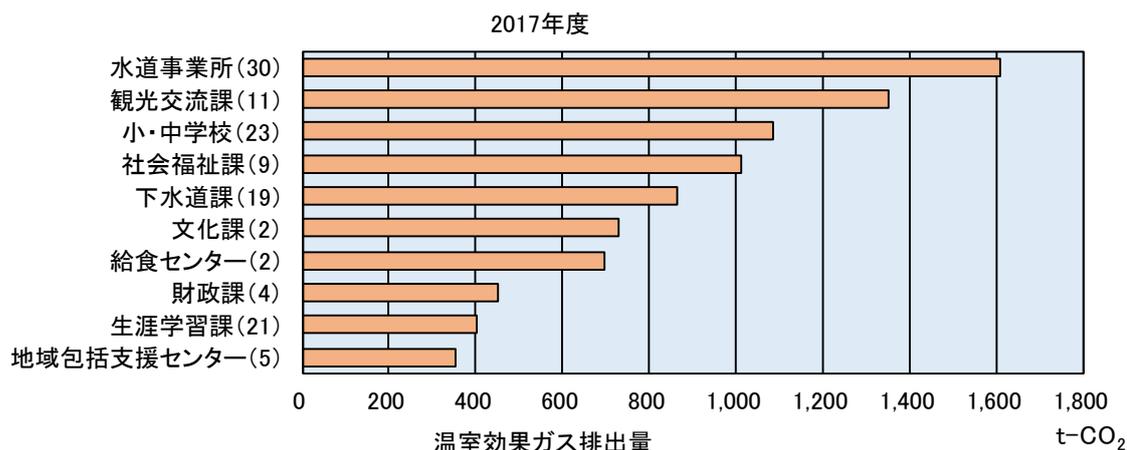


活動区分別エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移

(4) 部局別エネルギーの使用によるエネルギー起源 CO₂ 排出量

2013 年度と 2017 年度のエネルギー起源 CO₂ 排出量が多い上位 10 部局の排出量は、全施設の排出量の約 8 割を占めています。直近年である 2017 年度の部局別にみたエネルギー起源 CO₂ 排出量は、水道事業所が最も多く、次いで、観光交流課、小・中学校となっています。

温室効果ガス排出量が多い上位 10 部局の排出量は、2017 年度は 2013 年度よりも 5.3% 減少しています。



※括弧内数値は、部局ごとの施設数を示します。

2017 年度の部局別エネルギー起源 CO₂ 排出量

部局別エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移

単位：t-CO₂

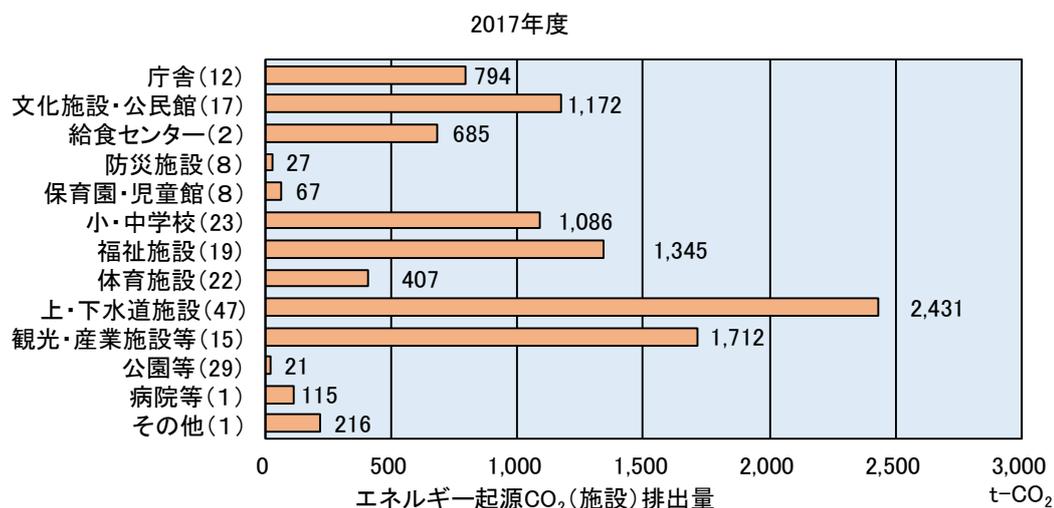
部局名称	2013 年度		部局名称	2017 年度	
	排出量	割合		排出量	割合
水道事業所	1,703	14.9%	水道事業所	1,609	15.2%
小・中学校	1,275	11.1%	観光交流課	1,350	12.8%
社会福祉課	1,147	10.0%	小・中学校	1,086	10.3%
文化課	875	7.6%	社会福祉課	1,013	9.6%
観光交流課	836	7.3%	下水道課	864	8.2%
給食センター	827	7.2%	文化課	731	6.9%
下水道課	796	6.9%	給食センター	695	6.6%
産業建設課	599	5.2%	財政課	453	4.3%
財政課	540	4.7%	生涯学習課	401	3.8%
生涯学習課	436	3.8%	地域包括支援センター	354	3.4%
上記 10 部局計	9,037	78.9%	上記 10 部局計	8,556	81.1%
その他の部局計	2,422	21.1%	その他の部局計	1,997	18.9%
全部局合計	11,458	100.0%	全部局合計	10,553	100.0%

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

(5) 施設区別エネルギーの使用によるエネルギー起源 CO₂ 排出量

直近年である 2017 年度の施設区別にみた公用車を除いたエネルギー（燃料及び電力）の使用によるエネルギー起源 CO₂ 排出量は、上・下水道施設が最も多く、次いで、観光・産業施設等となっています。

温室効果ガス排出量（公用車を除く）は、2017 年度は 2013 年度よりも 6.6%減少しています。



※括弧内数値は、施設区分ごとの施設数を示します。

2017 年度の施設区別エネルギー起源 CO₂(施設)排出量

施設区別エネルギー起源 CO₂(施設)排出量の推移

単位:t-CO₂

施設区分名称	2013 年度		施設区分名称	2017 年度	
	排出量	割合		排出量	割合
庁舎	695	6.4%	庁舎	794	7.9%
文化施設・公民館	1,444	13.4%	文化施設・公民館	1,172	11.6%
給食センター	819	7.6%	給食センター	685	6.8%
防災施設	24	0.2%	防災施設	27	0.3%
保育園・児童館	80	0.7%	保育園・児童館	67	0.7%
小・中学校	1,275	11.8%	小・中学校	1,086	10.8%
福祉施設	1,516	14.0%	福祉施設	1,345	13.3%
体育施設	439	4.1%	体育施設	407	4.0%
上・下水道施設	2,463	22.8%	上・下水道施設	2,431	24.1%
観光・産業施設等	1,614	15.0%	観光・産業施設等	1,712	17.0%
公園等	10	0.1%	公園等	21	0.2%
病院等	144	1.3%	病院等	115	1.1%
その他	269	2.5%	その他	216	2.1%
全施設合計	10,793	100.0%	全施設合計	10,078	100.0%

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

(6) エネルギー起源 CO₂ 以外の排出量

エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)は、2017 年度は 2013 年度に対し、11.8%増加しています。

活動区分ごとにみると、下水処理による排出量が最も多く、2017 年度はエネルギー起源 CO₂ 以外の排出量の 85.0%を占めています。

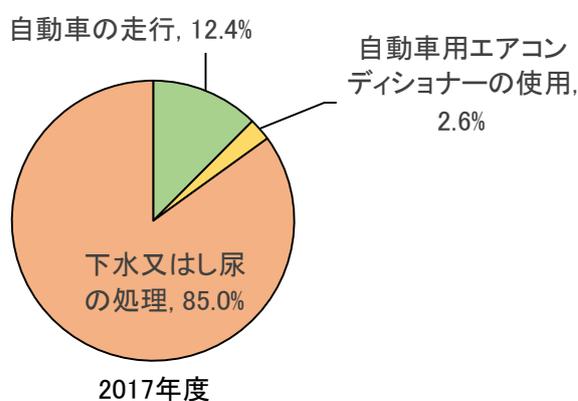
活動区分ごとの排出量の推移をみると、下水処理による CO₂ 排出量が 2013 年度から 2017 年度で 14t-CO₂ 増加しており、エネルギー起源 CO₂ 以外の排出量が増加(9t-CO₂ の増加)した主要因となっています。なお、増加の要因として、久慈浄化センターにおける水洗化率の上昇による下水処理量の増加が挙げられます。

活動区分ごとのエネルギー起源 CO₂ 以外の排出量の推移

単位:t-CO₂

温室効果ガスの種類	活動区分	年度	
		2013	2017
エネルギー起源 CO ₂ 以外	下水処理	63	77
	自動車の走行	15	11
	自動車用エアコンディショナーの使用	3	2
合計		81	90

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



活動区分ごとの温室効果ガス排出量の割合 (エネルギー起源 CO₂ 以外)

2-3 課題

温室効果ガス排出量は、2017 年度は 2013 年度比で減少していますが、今後も省エネルギー機器の導入など温室効果排出量の削減につながる取り組みを継続していく必要があります。

第3章 温室効果ガス排出量削減の目標と取り組み

3-1 温室効果ガス排出量削減の目標

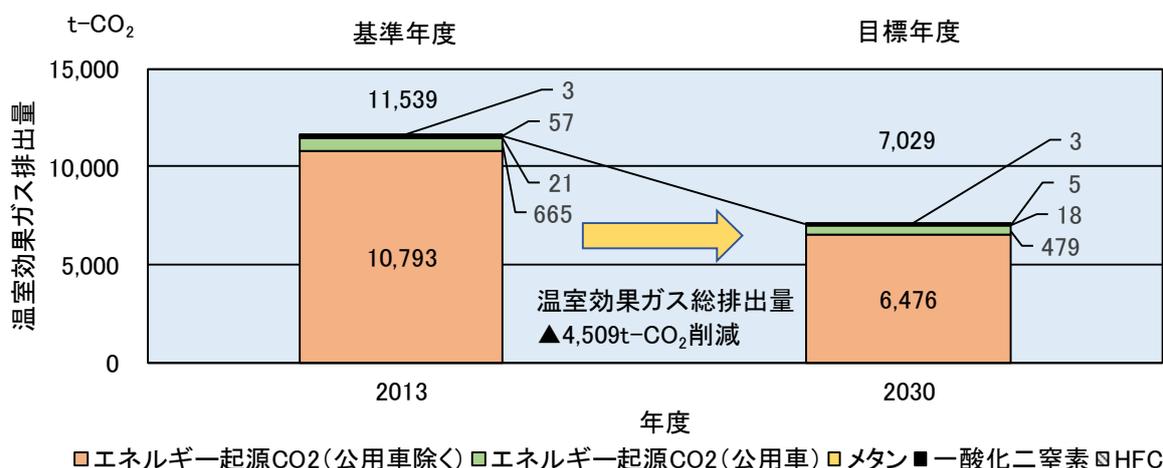
(1) 目標値及び目標設定の考え方

温室効果ガス総排出量の削減目標については、国の目標に準拠して設定することとします。

公用車を除くエネルギー起源 CO₂については「業務その他部門」、公用車起源 CO₂については「運輸部門」における削減目標に準じ、それぞれ 2030 年度に 2013 年度比 40%削減、28%削減とします。

メタン及び一酸化二窒素については、それぞれ 2030 年度に 2013 年度比 12.3%削減、6.1%削減とします。

ハイドロフルオロカーボンについては、温室効果ガス排出量に占める割合が軽微であるため、削減率の目標は設定しないこととします。



温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガスの種類	2013 年度 t-CO ₂	2030 年度 t-CO ₂	削減量 t-CO ₂	削減割合 %
エネルギー起源 CO ₂ (公用車除く)	10,793	6,476	4,317	40.0
エネルギー起源 CO ₂ (公用車)	665	479	186	28.0
メタン	21	18	3	12.3
一酸化二窒素	57	54	4	6.1
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	3	3	0	0.0
合計	11,539	7,029	4,509	39.1

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

3-2 温室効果ガスの削減見込量

(1) エネルギー起源 CO₂(公用車を除く)の削減見込量

エネルギー起源 CO₂(公用車を除く)排出量の削減見込量は、施設照明の LED 化、熱源設備の効率化や電気の排出係数の低減等により、2030 年度において 2013 年度比 4,326t-CO₂の削減が見込まれます。

施設における設備更新や省エネ活動を積極的に推進することで、目標削減量を達成すると見込まれます。

エネルギー起源 CO₂(公用車を除く)の削減見込量

項目	取り組み内容	削減見込量	
		t-CO ₂	%
基準年度(2013年度)と2017年度のCO ₂ 排出量差分(低減量)		715	6.62
省エネ 診断結果	久慈市役所本庁舎の設備更新・運用改善	5	0.05
	久慈市文化会館(アンバーホール)の設備更新・運用改善	210	1.95
	久慈市中央市民センター・図書館の設備更新・運用改善	37	0.34
	三船十段記念館の設備更新・運用改善	31	0.28
	久慈学校給食センターの設備更新・運用改善	18	0.17
	小久慈保育園の設備更新・運用改善	6	0.06
	小久慈小学校の設備更新・運用改善	34	0.31
	元気の泉の設備更新・運用改善	28	0.26
	ぎんたらず久慈の設備更新・運用改善	50	0.46
	久慈市民体育館の設備更新・運用改善	100	0.93
	久慈浄化センターの設備更新・運用改善	60	0.55
	センターハウス平庭山荘・旅行村コテージの設備更新・運用改善	59	0.54
	久慈市ふるさと物産センターの設備更新・運用改善	23	0.21
	国民健康保険山形診療所の設備更新・運用改善	16	0.15
省エネ 診断結果の 全庁展開	照明のLED化の展開	1,662	15.40
	ボイラー等の更新の展開	126	1.17
	人感センサー等の導入の展開	132	1.23
その他の対策による削減量(運用段階における削減量)		22	0.20
電気の排出係数の低減 (電力のCO ₂ 排出係数を2030年度0.37(kg-CO ₂ /kWh)まで低減)		992	9.19
合計		4,326	40.1
＜参考＞エネルギー起源CO ₂ (公用車を除く)目標削減量		4,317	40.0

※削減見込量における割合は、基準年度(2013年度)におけるエネルギー起源CO₂排出量(公用車を除く)に対する割合を示します。

※2030年度における電力排出係数は、国の地球温暖化対策計画で示されている目標値を示します。

3-3 目標達成に向けた取り組みの全体像

本市は、さまざまな施策を実施する中で、事務事業を進めるとともに、公共施設等の管理運営を行っています。これらは民間企業等と同じく、市内の経済活動の一端を担っており、一事業者あるいは一消費者としての性格を持っています。

そして、市内における中心的事業所であることから、その経済活動に際して環境保全に関する行動を実行することは、地球温暖化対策をはじめとする、環境負荷の低減に大きく寄与します。

また、市民・事業者の環境保全に関する自主的な取り組みを推進する立場にあり、本市が率先して、これらの課題に取り組む必要があります。

このことから、本計画では温室効果ガス排出削減に直接結びつく取り組みに加えて、温室効果ガス排出量の削減には直接結びつかないながらも、環境保全上必要な取り組みについても併せて取り上げることとしました。

具体的な取り組み

(1) 日常の事務・事業に関する取り組み

- ①電気・燃料使用量の削減
- ②省資源・リサイクルの推進
- ③グリーン購入の推進
- ④イベント等における環境配慮

(2) 施設整備に関する取り組み

- ①施設の新設・更新時の省エネ改修
- ②省エネ・再エネ設備の積極的導入
- ③運転管理での省エネ化
- ④低公害車への更新
- ⑤公共施設等の緑化

3-4 具体的な取り組み

(1) 日常の事務・事業に関する取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、本市が事務及び事業を実施するに当たり、率先して取り組むべき事項及び具体的な取り組み内容を以下に示します。

① 電気・燃料使用量の削減

ア 空調

- 事務室、会議室等の空気調節にあたっては、設定温度(暖房 19℃、冷房 28℃)を徹底します。
- 夏冬の勤務には、クールビズ、ウォームビズを実施します。
- 冷暖房の運転時間は原則として毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とします。
- カーテン、ブラインド等を活用し冷暖房の効率を高めます。

イ 照明

- 昼休みや終業後は不要な照明を消灯します。
- トイレ、会議室、給湯室等は使用時のみ点灯します。
- 一定の明るさが確保できる場合は、部分照明や照明の間引きを行います。
- 残業時等は不要な照明を消灯し、部分照明に努めます。
- 屋外照明の適切な点灯時間を検討し、点灯時間の短縮を図ります。

ウ 家電 OA 機器

- 各自のパソコンは省エネモードに設定します。
- OA 機器、コピー機等の事務機器は、節電待機モードへの切り替えに努めます。
- 退庁時には主電源を切る、コンセントを抜くなどし、待機電力の抑制に努めます。
- 電気ポットは保温性の高い機種を利用し、節電に努めます。
- 冷蔵庫の使用は、温度調整により節電に努めます。

エ 公用車

- 近距離の移動は徒歩、自転車を使用し、走行距離の低減に努めます。
- 管外出張には公共交通機関の利用に努めます。
- 駐停車の際にはアイドリングストップを励行し、急発進、急停止を抑制したエコドライブに努めます。
- 過度のエアコン利用は控えます。
- 車内を常に整理整頓し、不用なものは積載しません。
- 走行前の点検や走行距離等の記録整理を実施し、車両の整備や管理を行います。

オ その他

- 階段の利用に努め、エレベーターの使用を抑制します。
- ノー残業デーの徹底により、時間外勤務の削減に努めます。
- ポスターや庁内掲示板等により省エネ行動の徹底を定期的に呼びかけます。

② 省資源・リサイクルの推進

ア 紙の節約

- 両面印刷の徹底、集約印刷の活用などにより用紙の枚数を削減します。
- 支障のないものは、使用済み用紙の裏面を利用します。
- 文書管理システム、庁内掲示板、電子メール等を活用し、資料の電子化に努めます。

イ 廃棄物の削減、リサイクル推進

- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)運動を啓発し、廃棄物の削減、リサイクルに努めます。
- マイバック・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図ります。
- 分別ボックスを設置し、リサイクル回収を徹底します。
(ビン、缶、ペットボトル、廃プラスチック容器包装、段ボール、古紙等)
- 庁内の文書交換に使用済み封筒を利用します。
- 不要になった備品は、他課と調整し再利用します。
- ファイル、フォルダーは繰り返し使用します。

ウ 水道使用量の節減

- 食器洗い、湯沸しでの節水に努めます。
- 常に節水を心がけ、手洗いは必要最低限の水で行います。
- 水洗トイレの無駄な水は流しません。

③ グリーン購入の推進

ア 再生品再生材使用の物品の優先使用

- 事務用紙は、古紙配合率 70%以上のものを使用します。
- コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、再生品を使用します。
- 再生材を用いた事務用品等を使用します。

イ 環境に配慮した物品の率先購入

- 事務用品は、エコマーク、グリーンマーク商品を優先購入します。
- 詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品等の購入は極力控えます。
- グリーン購入方針により、環境配慮物品の購入割合の把握に努めます。
- 公用車は、低公害・低燃費車等の導入に努めます。

④ イベント等における環境配慮

- 配布物、販売物の過剰包装を抑え、廃棄物の抑制に努めます。
- 再生材を積極的に利用し、そのことを来場者に周知啓蒙します。
- 分別ごみ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努めます。
- 会場までの公共交通機関の確保や、利用経路の周知、駐輪場の設置等に努めます。

(2) 施設整備等に関する取り組み

① 施設の新設・更新時の省エネ改修

- 市役所庁舎をはじめとする公共施設を対象に、ESCO 事業や省エネ診断の実施など、先進取り組み事例を参考としつつ検討します。
- 施設の新増設や改修に際しては、省エネ設計、太陽光発電などの再生可能エネの導入、雨水処理水の有効利用を図るなど、温室効果ガス削減に資する設備を取り入れます。

② 省エネ・再生可能エネ設備の積極的導入

- 施設内の設備の更新時には、省エネまたは再生可能エネ設備について積極的に導入を検討します。
- 空調設備の更新導入時には、コジェネレーションなどのエネルギー消費効率の高い空調設備の導入に努めます。
- 照明、避難誘導灯には、人感センサー、自動照度調節、インバータ制御機器などの省エネ型照明機器の導入を推進するとともに、消費電力の少ない LED 照明の導入に努めます。
- 市内の街路灯を LED 照明や省エネ型照明機器に交換します。

③ 運転管理での省エネ化

- 空調、ポンプ、ボイラー等について、運転管理手順を見直し、省エネ化に向けた改善を行います。

④ 低公害車への更新

- 公用車を新規導入または代替導入する場合は、低燃費・低公害車の導入に努めます。

⑤ 公共施設等の緑化

- 公共施設や街路における緑化を推進します。

第4章 計画の推進と進捗管理

4-1 推進の仕組み

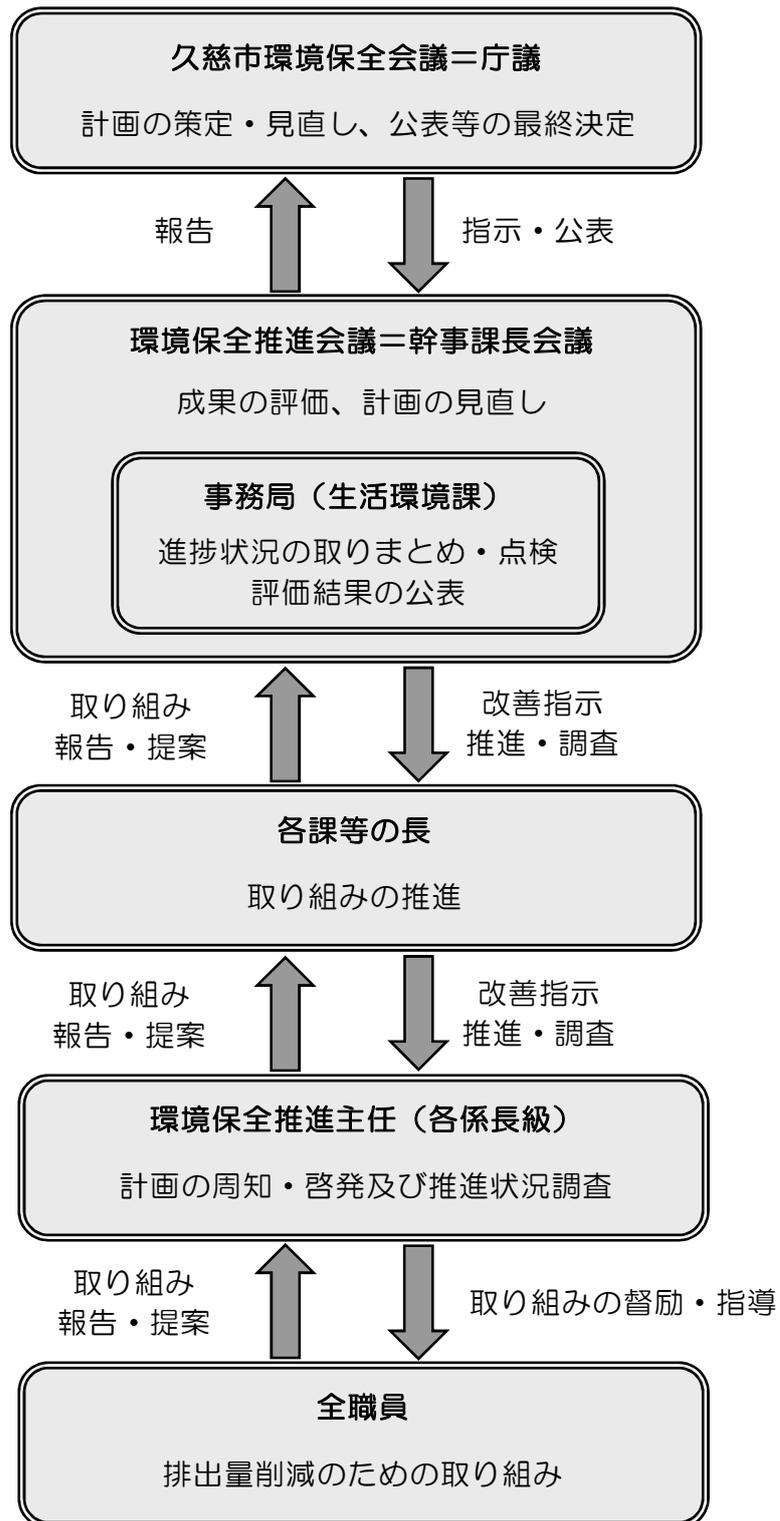
(1) 推進体制

本計画を効果的に推進するためには、定期的な進行状況のチェック及び評価など、役割が明確な体制を構築する必要があります。本市ではこれまで第3次久慈市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】において推進体制を構築し計画を推進してきました。本計画においてもこれまでの体制を基本として継続し、更なる温室効果ガス削減に取り組むこととします。

本計画の推進体制における役割分担を以下に示します。

推進体制と役割

推進体制	役割
久慈市環境保全会議 (庁議)	実行計画の策定・見直し、公表等について最終決定をします。
環境保全推進会議 (幹事課長)	基準年度に対する実行計画の成果についての評価と、実行計画の見直しを行います。 本会議の検討結果は、部課長会議で周知し、実行計画の推進・点検体制の徹底をさらに図ります。
事務局 (生活環境課)	環境保全推進主任と連絡を密にし、実行計画の円滑な推進を図るとともに、職員に対する研修の機会の提供や情報提供等を行います。 また、各組織、施設の燃料等使用実績、二酸化炭素の排出量の取りまとめ、対策の推進状況を把握するとともに評価結果の定期的な公表を行います。
各課等の長	各課又は施設における計画の実施、点検、改善指示を行うほか、環境保全推進主任の指名を行います。
環境保全推進主任 (各係長)	各係において本計画の取り組み内容について職員等へ周知を図り、取り組みの推進を行います。また、取り組みの実施状況や提案について取りまとめ、所定の様式を作成し事務局へ報告します。
全職員	全職員は、実行計画の内容を十分に理解し、省エネ行動に取り組みます。



計画の推進体制

(2)職員への普及・啓発

本計画を全ての職員が実践するため、以下の普及・啓発を行います。

① 地球温暖化の現状及び計画の周知

- 地球温暖化の現状や、本市での温室効果ガス排出状況等、地球温暖化に関する情報の周知を図ります。
- 本計画の内容や進捗状況について情報を共有し、全職員への周知・取り組み徹底を図ります。

② 職員に対する研修、情報提供

- 事務局は、職員が環境保全に関する研修、講演会へ参加できるよう情報提供します。
- 事務局は、職員に対し実行計画に関する説明会等を定期的実施し、意識の向上に努めます。

③ 職員からの提案の活用

- 事務局は、本市の事務事業に関する地球温暖化の取り組みを積極的に推進するため、各職場からの提案や、効果的な取り組み事例を全職員で共有できるよう、情報提供します。

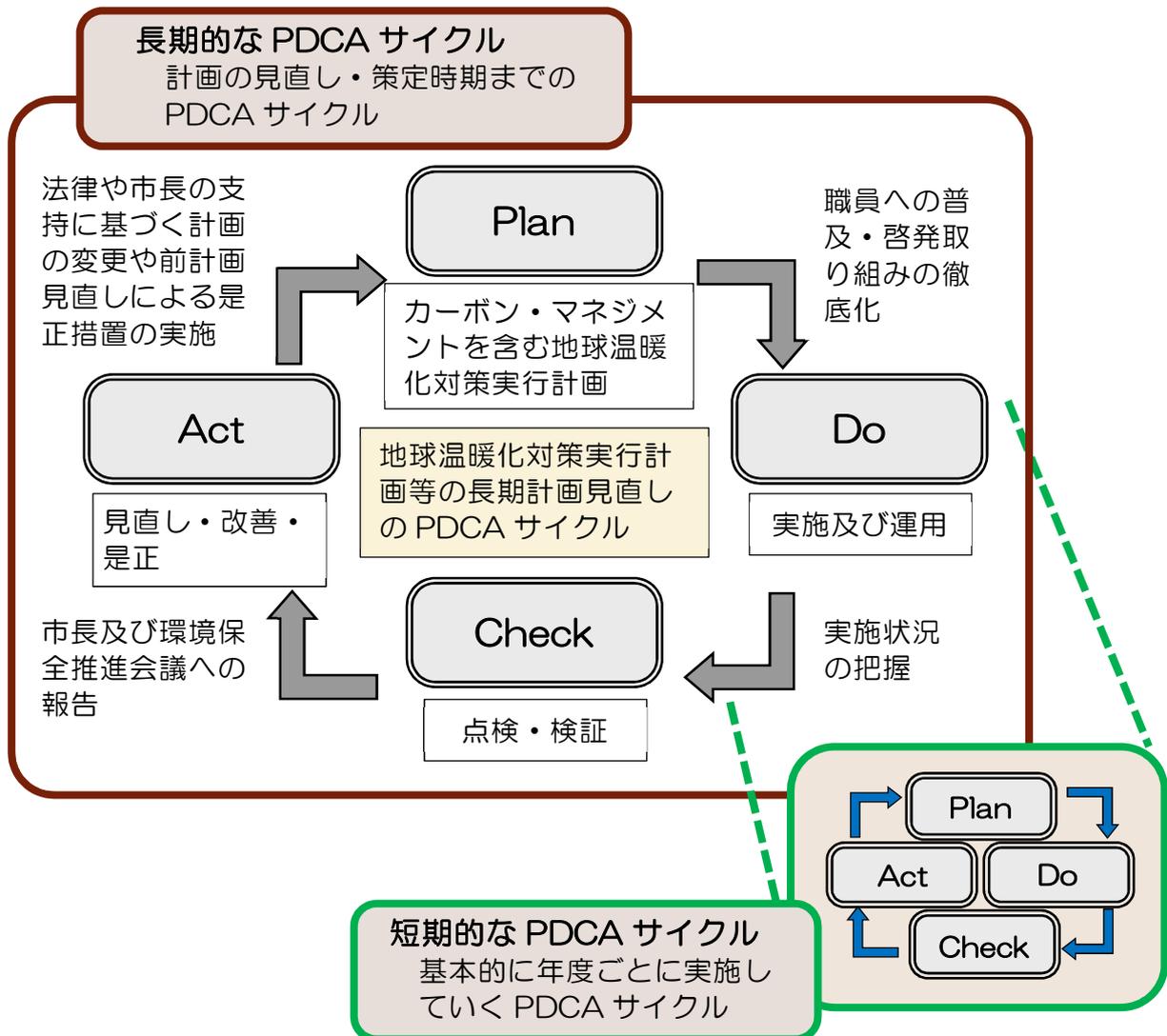
4-2 進捗管理

(1)PDCA サイクル

進捗管理は、マネジメントの基本的なサイクルである PDCA サイクル〔計画 (Plan)⇒実行 (Do)⇒点検・評価 (Check)⇒改善 (Action)〕に従って行います。

実行計画全体の大きな PDCA サイクルは、実行計画策定・見直しに係る基本 5 年サイクルの長期的な進行管理であり、温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況や社会情勢等の変化等を踏まえ、実行計画の見直し・改定を行います。

短期的な PDCA サイクルとしては、基本的に全庁的に年度ごとに回して実施していくと共に、各部署や施設ごとに個別の課題や状況を判断しつつ、独自に PDCA サイクルを検討し、より推進体制の強化及び地球温暖化対策に向けた取り組みを的確にかつ着実に実行するように多層的に PDCA サイクルを実施していきます。



PDCA サイクルによる進捗管理

(2) 点検・評価・公表

- 事務局は、各課・施設から取り組みの実施状況を収集するとともに、エネルギー使用量等のデータから温室効果ガスの排出量を算出します。
- この結果に基づき、「環境保全推進会議」は点検・評価を行い、必要に応じて各部門に対して改善措置を指示します。また、集約した結果は、環境保全会議へ報告します。
- 市長は、必要に応じて計画の変更や是正措置の実施を事務局へ指示し、温室効果ガス排出量、取り組みの実施状況等について、広報やホームページ等を活用して広く公表します。